

## キレート（単価契約）仕様書

### 1 対象薬剤

キレートは次の内一種を選択すること。

- (1) アッシュクリーンC-500K
- (2) UML-NEW7000
- (3) アッシュナイトS803
- (4) NHキレートZ-4

### 2 予定数量

72,000kg

### 3 納入場所

愛知県安城市和泉町大下38番地

安城市環境クリーンセンター ごみ焼却施設

### 4 契約内容

#### (1) 契約方法

kg当たりの単価契約

#### (2) 契約期間

契約日から平成29年3月31日まで

### 5 荷姿

ローリー車による納入

1回当たりの納入単位4,000kg

### 6 発注

発注についてはごみゼロ推進課環境クリーンセンターからの直接発注（随時）とする。

### 7 品質及び規格

- (1) 灰中の重金属類とキレート錯体を形成し、溶出を防止するための有機キレー

ト剤を含有する水溶性の液体であること。

ア 成分

ジエチルジチオカルバミン酸カリウム塩又はピペラジンジチオカルバミン酸カリウム塩若しくはポリアミン系ジチオカルバミン酸塩

イ 濃度 35%以上

ウ 凝固温度 -10℃以下

(2) チラウムを含有しないこと。

(3) 納入薬剤による次の処理を行った場合、処理後の生成物からの重金属類の溶出が「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和48年総理府令第5号）」に定める埋立に係る判定基準及び当市が委託する処分先の判定基準（以下「各判定基準」という。）以下となること。

ア 主灰 焼却灰に対しキレート剤1%以下添加

イ 飛灰 ダストに対しセメント15%及びキレート剤3%以下添加

(4) 現行使用薬剤と混合した場合に結晶の析出、凝固、沈殿物の生成、悪臭、分解、発熱等が発生せず、灰処理設備の運転に支障を及ぼさないこと。

(5) 配管、ポンプ内で凝固、分離、沈殿等の異常のないこと。

(6) 混練成型機内で処理物が固まらないこと。

(7) 処理灰の下記項目の溶出試験を年24回（主灰、飛灰各月1回）行い、計量証明事業登録のある分析機関にて分析した結果を速やかに報告すること。また、溶出試験は、キレートを添加されていない場合においても未処理灰として行う。検体採取日等については、発注者との打合せにより決定する。なお、これに係る費用は受注者の負担とする。

分析項目 pH値、鉛、カドミウム、全クロム、全水銀、ひ素、セレン

8 現行使用薬剤

アッシュクリーンC-500K

9 性能保証

(1) 現行使用薬剤と異なる薬剤を使用する場合及び使用途中での薬剤の変更を行う場合は、事前に設備状況等を把握しタンク、配管洗浄等を行うなど受注者にて判断し、薬剤の品質、性能、灰処理及び設備に影響がないよう必要な措置を講じること。

- (2) 品質及び規格の条件に適合しないおそれがある場合には、サンプリングおよび分析試験を随時行い、調査対応すること。
- (3) 品質及び規格の条件に適合しないことが判明した場合は受注者の負担と責任において、本仕様書に適合する薬剤と直ちに全量交換すること。この場合、設備内に残留する既存使用薬剤とその反応性生物を排除し、また、新たに納入する薬剤と残存する既存使用薬剤の混合による薬品性能、機械設備等への支障がないよう措置を講じること。
- (4) 処理灰の溶出試験の結果、各判定基準に適合しないことが判明した場合は、最終処分先、当施設内灰ピット及び設備内の主灰、飛灰の引き取り、洗浄、運搬、処分等を受注者の負担と責任において行うこと。ただし、発注者の費用をもって行った場合には、その該当費用を受注者に請求できるものとする。
- (5) 薬剤中に異物等が混入したことが判明した場合は、納入品をすべて入れ替えること。
- (6) 薬剤の性状に起因し、本市設備に損傷又は閉塞等により設備の正常な運転に支障を与えた場合は、受注者の責任において直ちに復旧すること。また、当施設内での輸送中及び納入作業中に事故又は本市設備を損傷させた場合についても同様とする。
- (7) 前6号のすべてにおいては、受注者の費用負担と責任において、調査、交換、復旧、報告等行うこと。

## 10 その他

- (1) 受注者は薬剤納入前に発注者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (2) 納入期限については発注者の指示に従うこと。
- (3) 納入時ごとに納品書及び成分分析表を提出すること。
- (4) 予定数量は、契約期間における見込み量であり、実際の施設稼動状況により変動する場合があります、納入数量等を保証するものではない。
- (5) 薬剤について、安全性、有害性、危険性等新たな情報が得られたときには、速やかにその情報を書面にて提供すること。
- (6) 契約締結後、製品の製造が中止され提供が困難となった場合は、その製品の後継品又はその製品の品質と同等のものを契約単価で提供すること。その際、理由書（任意）を届け出ること。
- (7) 本仕様書に係るすべての費用は、単価に含まれるものとする。

(8) この仕様書に定めのない事項が生じたときは、協議のうえ決定するものとする。

(9) 入札書には単価に予定数量を乗じた総額（消費税抜き）を記入すること。

(問い合わせ先：安城市環境クリーンセンター 電話0566-92-0178)